

岩手県告示第 498 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
阿部 隆志	盛岡市肴町 6 番 6 号	あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 2 月 28 日

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
阿部 隆志	盛岡市肴町 6 番 6 号	あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 2 月 28 日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
阿部 隆志	盛岡市肴町 6 番 6 号	あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 2 月 28 日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
阿部 隆志	盛岡市肴町 6 番 6 号	あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 2 月 28 日

5 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
阿部 隆志	盛岡市肴町 6 番 6 号	あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 2 月 28 日

6 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
阿部 隆志	盛岡市肴町 6 番 6 号	あべ神経内科クリニック	盛岡市肴町 6 番 6 号	平成 19 年 2 月 28 日